

第41回 アプローチセミナー



取引できないと諦めた土地、ありませんか？

『共有不動産』解消

実は、解決する方法があります！
共有問題に詳しい弁護士がお教えします！

受講料 無料

主催：司法書士法人アプローチ
<http://www.approach.gr.jp>

問題
①

売れない！

売却したいが、
共有者の同意を得られず…



問題
②

貸せない！

賃貸して賃料収入を得たいが、
共有者が居座っているので…



問題
③

建てれない！

共有者の同意が得られず、
住宅ローンも組めず…



共有者間で意見がまとまらず、不動産が凍結してしまっている案件は多数存在します。これらの問題の解決方法をご存知ですか？その方法を知りたい方、解決に向けて、動き出したい方、ぜひご参加下さい！



日時・場所

5月31日(金)

18:45より受付開始

希望者による懇親会アリ

19:00～20:30

名古屋市中区錦二丁目2番13号
名古屋センタービル5F会議室

(地下鉄「丸の内駅」6番出口徒歩2分)

講師紹介

講師：弁護士 池田伸之（池田総合法律事務所）

名古屋市在住
愛知県立一宮高校
京都大学法学部卒業
昭和55年4月弁護士登録
39年目となります。

企業法務、個人の事件ともに
取扱い、個人事件では、不動産、
相続、離婚等を多く取り扱っています。



参加ご希望の方はFAX or メールにてお申込み下さい。

お問合せ：担当 倉橋

TEL 228-0713 / FAX 228-0714 / kurahashi@approach.gr.jp

ふりがな		年齢・性別	() 歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
氏名		電話番号	-	-
住所	〒	メールアドレス		@

第41回アプローチセミナーに、参加する or 参加しません。

懇親会(参加費1名4,000～5,000円)に、参加する or 参加しません。

共同で相続した不動産をめぐるトラブル

- ☑ 共有者の同意を得られず売りたいくても売れない！
- ☑ 共有不動産に兄の家族が居座っている！
- ☑ 住んでないのに、自分だけ税金を払わされている！
- ☑ 共同で相続した実家の売却代金をめぐって争いに！
- ☑ 共有者の母が認知症になった！
- ☑ 共有者の弟が行方不明になった！
- ☑ 姉が持分比率以上の権利を要求してきた！
- ☑ 土地の持分と区分所有権を第三者に売却してしまった！



共有の収益不動産をめぐるトラブル

- ☑ 姉が貸しているアパートの家賃を分配してくれない！
- ☑ 兄が家賃を負担せず共有のアパートに住んでいる！
- ☑ 共有者の妹が、土地の持分の買取を請求してきた！
- ☑ 収益ビルの修繕について、意見がまとまらない！
- ☑ 相続した区分マンションを、姉と揉める前に売却したい！



夫婦等で共同購入した不動産をめぐるトラブル

- ☑ 離婚協議中で私は慣れた家に住み続けたいが夫は売却すると言っている！
- ☑ 離婚後、住んでもいない住宅ローンの債務者を変更できなくて困っている！
- ☑ 元夫が共有持分を担保に借金をしていた！



こんな方、身近にいらっしゃいませんか？

解決策は、ここにあるかもしれません。

司法書士法人 アプローチ

丸の内オフィス【不動産登記】

名古屋市中区錦二丁目2番13号名古屋センタービル8階
TEL(052)228-0713 FAX(052)228-0714

久屋大通オフィス【商業登記・民事信託】

名古屋市中区丸の内三丁目20番20号リゾマンション丸の内第三707
TEL(052)253-8696 FAX(052)253-8697

